

南アルプスと
歌舞伎の里

私たちの村 平成25年4月1日現在 ※()内は前月比
人口 1,141人(-6)/男 566人(-1)/女 575人(-5)/世帯数 526戸(-4)

〒399-3502 長野県下伊那郡大鹿村大字大河原354 大鹿村役場
ホームページアドレス <http://www.vill.ooshika.nagano.jp>
電子メールアドレス info@vill.ooshika.lg.jp(変更になります)



2013
4

広報

おおしか

No. 221

◇平成25年4月発行/大鹿村役場 ◇印刷/龍共印刷株式会社



the most beautiful
villages
in japan

平成25年度

村の予算

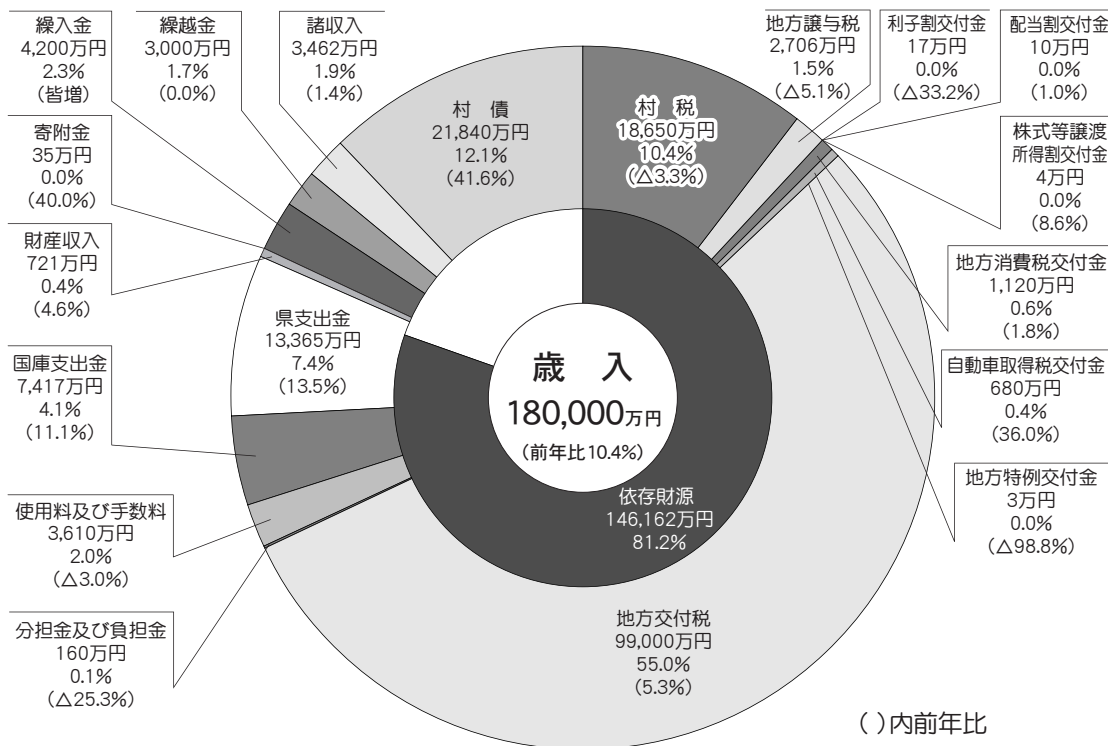
平成25年度一般会計予算及び特別会計予算を平成25年3月定例村議会に上程し、可決されました。

一般会計では歳入歳出とも18億円となり、前年度当初予算に比べ金額では1億7,000万円、率では10.4%の増額となりました。

歳入

歳入では、村民税のうち固定資産税で、長野県企業局（大鹿発電）施設の減価償却等に伴い五五五万円の減額を見込んでいます。普通交付税については前年度の交付額や地方財政計画から、前年度当初予算額よりも五、〇〇〇万円増額の九九、〇〇〇万円を見込みました。

また村道・林道改良事業の事業量が増えたため、土木費国庫補助金と林業費県補助金が増えています。このほか、前年度で積み立てた基金の取り崩しが四、二〇〇万円、道路改良などに充てる村債（借金）が六、四二〇万円増えています。



一般会計の歳入内訳表

歳入	予算額 (単位：万円)	主 内 容
村 税	18,650	○ 村民税 ○ 法人税 ○ 固定資産税 ○ 軽自動車税 ○ 村たばこ税 ○ 入湯税
譲与税・交付金	4,540	○ 国・県税の一部を一定の基準により譲与・交付されるもの
地方交付税	99,000	○ 県及び市町村が標準的な一定水準の行政事務を遂行するために必要な経費のうち、村税・譲与税・交付金等の収入見込み額で賄えない財源不足額について国税を一定割合の額で公平に補填するもの
分担金及び負担金	160	○ CATV加入負担金 ○ 老人施設入所者負担金
使用料及び手数料	3,610	○ CATV施設使用料 ○ 保育所使用料 ○ 家畜診療所等使用料 ○ 夏秋いちご栽培施設使用料 ○ 村営住宅等使用料 ○ 博物館等使用料 ○ 燃やすごみ処理等手数料
国庫支出金	7,417	○ 障害者自立支援給付費 ○ 児童手当 ○ 合併浄化槽設置事業 ○ 公営住宅整備事業 ○ 道路整備事業
県支出金	13,365	○ 障害者自立支援給付費 ○ 授産施設事務費 ○ 児童手当県負担金 ○ 電源立地地域対策交付金 ○ 地籍調査事業 ○ 福祉医療費 ○ 合併浄化槽設置事業 ○ 健康増進事業
財産収入	721	○ 村有土地建物賃付収入 ○ 基金利子 ○ 間伐材等売却収入
寄 附 金	35	○ ふるさと大鹿応援寄付金
繰 入 金	4,200	○ ふるさとづくり基金繰入金
繰 越 金	3,000	○ 前年度繰越金
諸 収 入	3,462	○ 水源林造成受託事業 ○ 授産所製品加工収入 ○ 砂利採取協力金 ○ 介護給付費収入
村 債	21,840	○ 過疎対策事業債 ○ 臨時財政対策債
計	180,000	

歳出

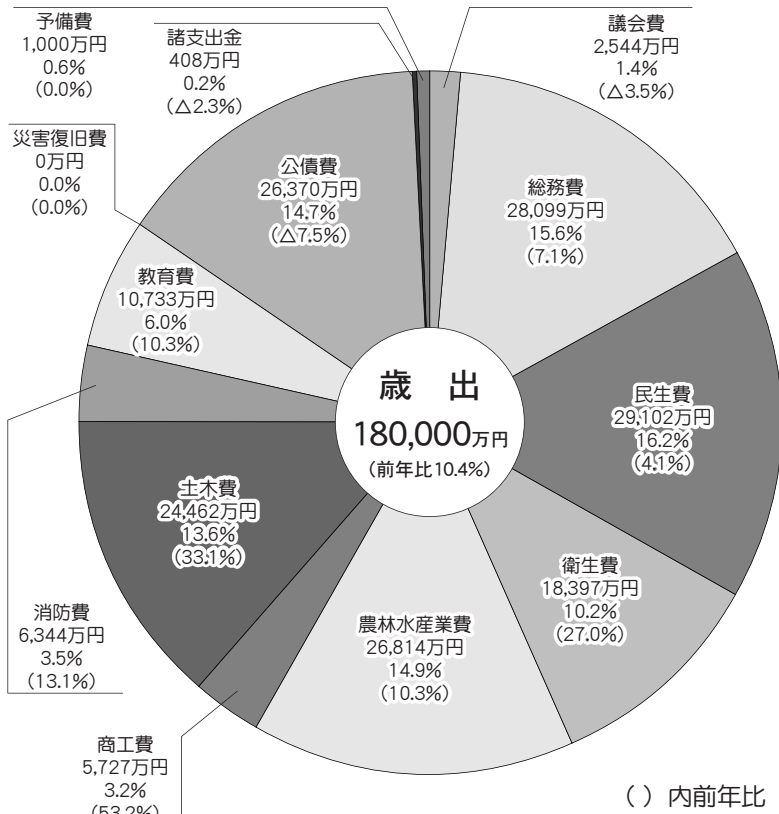
歳出では、火葬場事業の負担金や美しい村づくり交付金などにより総務費が一、八六九万円増加しています。また塩河の公衆トイレと、ビガーランドのトイレを改修するための費用により衛生費と商工費がそれぞれ昨年よりも増加しています。

農林水産業費では林道釜沢線などの林道改良事業が、土木費では村道桐久保線などの村道改良事業が増えたため、それぞれ増加しています。

この他、新規事業として、村内産のカラマツ材を使用した『カラマツの家』により村営住宅一戸を建てるための費用や、再生可能エネルギー利用促進のため、小水力発電設備整備の経費が盛り込まれています。

また、公債費ではこれまでの繰上償還や、新規借入額の抑制により地方債(借金)残高が減ったため、償還(返済)額が前年度より二、一四七万円減少しています。

ソフト面では、住宅新・改築費用の補助、空家対策事業、プチ移住ツアーの支援などにより、引き続き定住対策を図るとともに、美しい村づくり交付金により「日本で最も美しい村」づくりを推進します。



各会計予算概要

(単位: 万円)

会 計	平成25年度当初予算額	平成24年度当初予算額	増減額	増減率(%)
一 般 会 計	180,000	163,000	17,000	10.4
国民健康保険特別会計	16,465	16,731	△ 266	△ 1.6
診療所特別会計	10,975	12,091	△ 1,116	△ 9.2
村営水道特別会計	10,001	8,425	1,576	18.7
介護保険特別会計	18,678	18,581	97	0.5
後期高齢者医療特別会計	1,963	1,915	48	2.5
合 計	238,082	220,743	17,339	7.9

一般会計の費目別主要事業

歳 出	予 算 額 (単位: 万円)	主 な 事 業 名
議 会 費	2,544	○村議会運営経費
総 務 費	28,099	○廃止代替バス運行補助金 ○「日本で最も美しい村」推進事業 ○CATV管理経費 ○参議院議員選挙経費 ○地籍調査事業
民 生 費	29,102	○老人福祉事業 ○在宅介護支援センター運営事業 ○定住対策経費 ○村外通勤費補助 ○授産所運営経費 ○子ども手当 ○保育所運営経費
衛 生 費	18,397	○患者輸送車運行事業 ○予防・健康増進事業 ○環境等パトロール事業 ○合併浄化槽等設置補助事業 ○し尿・ごみ処理事業
農 林 水 産 業 費	26,814	○農業委員会運営経費 ○家畜診療所運営事業 ○有害鳥獣駆除対策経費 ○中山間地直接支払事業 ○林業技術者育成事業 ○造林事業 ○林道事業
商 工 費	5,727	○観光情報の受発信 ○商工会・観光協会補助 ○観光施設維持修繕 ○村営・公営住宅管理運営 ○太陽光発電設備設置補助
土 木 費	24,462	○村道改良・維持工事 ○橋梁維持修繕経費 ○村営・公営住宅管理運営 ○太陽光発電設備設置補助
消 防 費	6,344	○常備・非常備消防業務 ○山岳遭難救助業務
教 育 費	10,733	○小中学校教育 ○歌舞伎伝承事業 ○文化施設管理運営 ○公民館活動事業
災 害 復 旧 費	0	
公 債 費	26,370	○長期債償還元金・利子
諸 支 出 金	408	○基金積立利子
予 備 費	1,000	
計	180,000	

景観に配慮した屋根の色に塗り替えませんか

～村の補助制度をご活用ください～

○大鹿村美しい村づくり事業補助金 屋根塗り替え事業

▼概要

大鹿村美しい村条例の目的を達成するため、屋根の塗り替えについて、村の指定色へ塗り替えを行う場合に、費用の一部を村が補助します。

▼対象物件

人の居住の用に供する家屋及び付属屋、集会所、事務所、店舗等が対象となります。

▼補助対象の事業及び補助率は、次のとおりです。

種 類	補 助 内 容	補 助 基 準	
		補 助 率	限 度 額
屋根塗り替え事業（その１）	赤、青等美しい村にふさわしくない色から村の指定色へ塗り替え	8／10	20万円
屋根塗り替え事業（その２）	茶、黒、灰系等ふさわしい色から村の指定色へ塗り替え	5／10	12.5万円

★自分で塗り替えを実施する場合の補助について

塗料代（さび止め塗料及び希釈シンナー含む）のみ対象となります。

▽指定色とは、景観審議会で決められた色で、黒を基本とした色となります。

▽ふさわしくない色とは、一般的に、周辺景観に調和しない色をいいます。

▽ふさわしい色とは、一般的に、周辺景観に調和する色をいいます。

★尚、100㎡を超える屋根の塗り替えについては、大鹿村美しい村づくり条例の届出が必要です。

また、塗り替え30日前までに届出書の提出が必要です。



○大鹿村美しい村づくり条例の届出について

▼条例に基づき届出が必要な行為及び規模（住民の方の対象となるもの）

区 分			規 模 等
建築物	建築物（住宅等）の新築、増築、改築又は移転		高さ10mまたは、建築面積が50㎡を超えるもの
	建築物の外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩（屋根や外壁の塗り替え）		修繕等にかかる面積の合計が、100㎡を超えるもの
工作物	工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	煙突、記念塔、サイロ、遊戯施設等	高さ10mを超えるもの
		広告塔、広告板類	高さ5mまたは、表示面積3㎡を超えるもの
		自動車車庫、飼料・肥料等貯蔵施設、等	高さ13mまたは、築造面積が50㎡を超えるもの
屋外における物件の堆積			堆積の用に供される土地の面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが3mを超えるもの

空き家の維持管理・取壊し等でお困りのみなさまへ 空き家対策事業補助金をご活用ください

大鹿村では定住促進による地域の活性化と美しい集落環境を維持するため、空き家所有者等、若しくは定住者が行う事業に要する経費に対し補助金を交付します。平成24年度は、空き家活用事業5件、空き家改修事業2件、老朽空き家対策事業4件の補助金の活用をいただきました。

* 空き家活用事業及び空き家改修事業は、大鹿村ホームページ（空き家情報）に登録された物件であることが補助金交付の条件となります。

事業名	補助対象事業	補助対象者	補助基準	
			補助率	限度額
●空き家活用事業	空き家（注①）を賃貸又は売却して定住促進に寄与するため、家財道具等の搬出や清掃等を行う費用。 （1）家財道具等の運搬及び処分 （2）屋内及び屋外の清掃	所有者等（注②）	8／10	10万円
●空き家改修事業	定住するために、新たに賃借又は購入した空き家の改修で、対象となる工事費が20万円以上とする。 （1）台所、浴室、便所、洗面所等の改修 （2）内装、屋根、外壁等の改修	定住者（注③）であって、所有者等の3親等以内の親族でない者	5／10	50万円
●老朽空き家対策事業	美しい集落環境の維持と防災、災害防止等に寄与するため、老朽化して危険な空き家の撤去及び清掃等を行う費用。 （1）解体及び撤去、処分（注④） （2）その土地の整地及び清掃等	所有者等	8／10	50万円

注① 空き家・・・大鹿村空き家情報に登録し、5年以上賃貸住宅として使用又は売却が可能な物件

注② 所有者等・・・空き家及びその土地に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者

注③ 定住者・・・20歳以上で大鹿村に5年以上定住する意思のある者

注④ 解体及び撤去、処分

・・・解体時に発生した廃材は、専門業者により適切に処理して下さい。個人で処理した場合は補助対象としない場合があります。



平成24年度は、若者住宅改築1件、若者住宅用地取得2件、住宅リフォーム2件の補助金の活用をいただきました。

○大鹿村住宅リフォーム促進事業補助金

■概 要

居住する住宅等を村内の施工業者を利用して住宅増改築及びリフォーム（住宅の修繕、補修工事）を行う場合に、費用の一部を村が補助します。

■補助対象者

次のいずれにも該当する方

(1)大鹿村に住民登録をし、居住し、かつ対象住宅を所有していること。

(2)補助対象者及び同一世帯で生計を一にする全員が村税等、村への納付金を滞納していないこと。

注) 過去にこの補助金及び他の住宅整備等に係る補助金の交付を受けた方、並びにその方と同居する方は補助対象者となりません。

■対象となる住宅等

当該年度の固定資産税が納付されており、自己の居住の用に供し、かつ村内に存する住宅及びその住宅に係る施設

■補助金の額

対象となる工事費用が20万円以上でその費用の2分の1以内（補助金の上限は20万円。補助金の支払は工事完了後となります。）

■対象となる工事等

(1)経年劣化した住宅の改修工事で、躯体の改修、クロスや畳、障子、襖やタイルなどの建具及び内装工事、屋根や外壁などの外装工事、間取りの変更

(2)高気密、高断熱、高効率などの改修工事で、断熱材や断熱サッシなどの施工工事

(3)高齢者や障害者等の生活の支障を取り除く改修工事で、バリアフリー改修工事

(4)その他村が認める工事

注) 村又は公的機関が行う他の住宅改修等に係る補助制度及び火災、自然災害等による保険給付金の対象となる工事との重複はできません。

■施工業者

村内に主たる事務所若しくは本店を有する法人又は個人事業主及び村内に支店若しくは営業所を有する法人で、村内の個人事業主に主たる工事を施工させること。

◎いずれの補助金も、申請・完了の際には補助金交付要綱に定める書類の提出が必要です。

詳細は 役場住民税務課 管理係 ☎39-2001(代)までお問い合わせください。

ごみの減量化のため家庭用の生ごみ処理機の購入費を助成します

【補 助 額】

○購入価格の1/2以内（補助金の上限3万円）

【補助を受けられる方】

○大鹿村内に住んでいる方（事業者は対象になりません）

○助成金交付後も、村内で継続的に生ごみ処理機を使用できる方

○購入後、適切に使用し、たい肥を有効活用できる方

【補助の条件】

○新品であること（過去に販売または使用されていないもの）

○1世帯1基のみ（5年経過後は、再助成も可）

注) 電気製品以外のコンポスターは対象にはなりません。



【生ごみ処理機についてのお問い合わせ先】 役場 住民税務課 住民係 ☎39-2001まで

住宅の新築・リフォーム等をお考えの方へ

○大鹿村住宅新改築等補助金（40歳以下の方限定）

■補助対象者 次のいずれにも該当する方

(1)大鹿村に既に定住している方、又はI・U・Jターン者で、大鹿村を生活の本拠地として住所を有し、かつ、永住の意思がある方

(2)申請時の年齢が満40歳以下の方（夫婦の場合はどちらか一方で可）

注）この補助金は1世帯1回を対象としています。国・県・村等から交付される他の補助金等（長期優良住宅、信州型エコ住宅、県産材住宅、太陽光発電システム、合併処理浄化槽設置等の補助金及び道路用地等のため収用を原因とする補償金）を受けて事業を実施する場合は、他の補助金等を控除した額を補助基準額とします。

種 類	補 助 要 件	補 助 基 準	
		補助率	補助金限度額
若者住宅 新築等補助金	台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅を新築又は中古住宅を取得し、申請者への建物登記が完了したとき。 (1)延べ床面積50㎡以上280㎡未満の住宅の新築 (2)中古住宅の取得 (3)併用住宅の新築又は取得の場合は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供していることとし、延べ床面積に占める居住部分の割合を乗じた額が補助対象	1/3	100万円 (村内業者が施工の場合150万円)
若者住宅改築 補助金	自己の居住の用に供し、村内に存する住宅の改築で、対象となる工事費用が20万円以上とする。 (1)経年劣化した住宅の改修工事 (2)高気密、高断熱、高効率などの改修工事 (3)その他村が認める工事	1/2	50万円 (村内業者が施工の場合60万円)
若者住宅用地 取得補助金	自己の居住の用に供する住宅を新築するための住宅用地の取得又は中古住宅取得に付随した住宅用地を取得し、申請者への所有権移転登記が完了したとき。 (1)住宅用地取得後、1年以内に住宅の建築に着手すること (2)住宅用地は原則として150㎡以上 (3)中古住宅用地の場合は、中古住宅取得前後1年以内に当該用地を取得した場合に限ります。	1/3	60万円

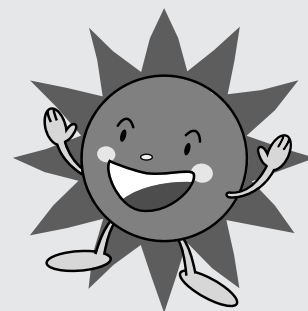
太陽光発電システムの補助金のお知らせ

村では、環境に優しいクリーンエネルギーの利用を広く推進するため、住宅用太陽光発電システム設置の補助金を増額変更いたします。是非この制度を利用してシステムの設置を検討ください。

変更前 3万円/kw（上限15万円）



変更後 5万円/kw（上限25万円）



【太陽光発電システムについてのお問い合わせ先】 役場 住民税務課 住民係 ☎39-2001まで

税 務 だ よ り

平成25年 4 月号

平成25年度 村税の納付月一覧

納付月 税 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
個人 住民税	普 通 徴 収			1 期			2 期	3 期			4 期			年 4 回
	①特別徴収	11 期	12 期	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期	毎 月
	②年金特徴	1 期		2 期		3 期		4 期		5 期		6 期		偶 数 月
固 定 資 産 税			1 期		2 期				3 期			4 期		年 4 回
軽 自 動 車 税		1 期												年 1 回
③国民健康保険税		1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期	11 期	12 期	毎 月

①個人住民税の特別徴収は、会社勤めの方で毎月の給与から源泉税等を天引きされている方です。（特別徴収の場合は、6月から翌年5月までの12ヶ月が1年分の課税月となります。網掛け部分は、前年分となります。）

②個人住民税の年金特徴（公的年金からの天引き）の対象者は、4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方です。（ただし、介護保険料が年金から天引きされていない方や、天引きされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方などは対象となりません。）

天引きされるのは、公的年金等の年金所得から計算した住民税額のみです。

4・6・8月は前年度2月と同額が天引きされます。10・12・2月は25年度の年税額の残りの1/3ずつが天引きされます。

③国民健康保険税は、4月から6月まで 暫定、7月に本算定となり年間の額が確定します。

◎村税等のお支払は……便利な口座振替をご利用ください。

口座振替は預金口座から自動的に払い込まれるため、納期のたびに金融機関等へ行く必要が無く、また払い忘れがありません。納付の確認は通帳記帳によりできます。

【取扱金融機関】 JAみなみ信州、飯田信用金庫、郵便局

【申し込み手続き】 役場または取扱金融機関に申込書がありますのでご利用ください。

【税務署からのお知らせ】

《平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。》

個人の白色申告者の内、前年あるいは前々年の事業所得・不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方も含みます。）について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細につきましては、飯田税務署（☎0265-22-1165）までお問い合わせください。

また、国税庁のホームページにも掲載されていますので、ご覧ください。

軽自動車税の身障者等減免申請は4月23日(火)までです。

○身体に障害のある方または知的障害、精神障害のある方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものは、納税義務者等の申請により軽自動車税を全額免除します。

□減免の対象となる軽自動車等

1. 軽自動車等の所有者（納税義務者）および台数等

軽自動車等の所有者（納税義務者）	障害者本人または障害者と生計を同一にする者
減免対象となる台数	身体障害者、知的障害者、または精神障害者1人につき1台（自動車、バイク等を含む）

2. 軽自動車等の使用目的

*自動車検査証に自家用と記載されている軽自動車に限る。

障害者本人が運転する場合	使用目的は問いません
障害者と生計を同一にする方が運転する場合、または障害者を常時介護する方が運転する場合	障害者の通学・通院・通所・生業のために使用する場合

□減免の対象となる障害の範囲

			身体障害者本人運転の場合	生計同一者運転の場合または常時介護者の運転の場合
身体障害者手帳	視	覚	1級～4級	1級～4級
	聴	覚	2級、3級	2級、3級
	平	衡	3級	3級
	音	声	〃	—
	上	肢	1級、2級	1級、2級
	下	肢	1級～6級	1級～3級
	体	幹	1級～3級、5級	〃
	脳原性(上肢)		1級、2級	1級、2級
	脳原性(移動)		1級～6級	1級～3級
	内 部 障 害		1級、3級	1級、3級
	免疫機能障害		1級～3級	1級～3級

			身体障害者本人運転の場合	生計同一者運転の場合または常時介護者の運転の場合
戦傷病者手帳	視	覚	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
	聴	覚	〃	〃
	平	衡	〃	〃
	音	声	特別項症～第2項症	—
	上	肢	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	下	肢	〃	〃
	体	幹	〃	特別項症～第4項症
	内 部 障 害		〃	特別項症～第3項症

知的障害者	療育手帳のA1またはA2の交付を受けている方
-------	------------------------

精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方
-------	--------------------------

①内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸若しくは小腸の機能障害のことをいいます。

②免疫機能障害とは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のことをいいます。

③音声機能障害は、咽頭摘出による場合に限ります。

④2以上の障害区分がある場合は、個々の障害区分の程度等につき減免の対象となるか判断になりますので、役場(税務係)までお尋ねください。

□提出書類および提示書類

①軽自動車税減免申請書（税務係の窓口にあります） ②自動車検査証または標識交付証明書

③身体障害者手帳等（原本） ④運転する方の免許証 ⑤印鑑

□バイクや自動車を譲渡・廃車したときは…

○自動車税・軽自動車税は、4月1日現在の車・バイク等の所有者に課税されます。

○車の売買・譲渡・廃車をしたときは、早めに名義変更や廃車の手続きをして下さい。また、引っ越して住所が変わったら、住民票の手続きだけでなく、クルマの変更手続きもしましょう。

大鹿村国民健康保険の医療費

平成16年度～平成23年度における医療費の推移を示したものです。医療費の増加は国民健康保険税の引き上げにつながります。また一般会計からの繰入金を増やすことになり、村の財政にも影響を及ぼします。このようなことを避けるためにも積極的に健康診断を受け、日常生活から健康づくりに努めましょう。

※平成20年度に医療制度改正があり、国民健康保険の被保険者構成が大きく変わっています。

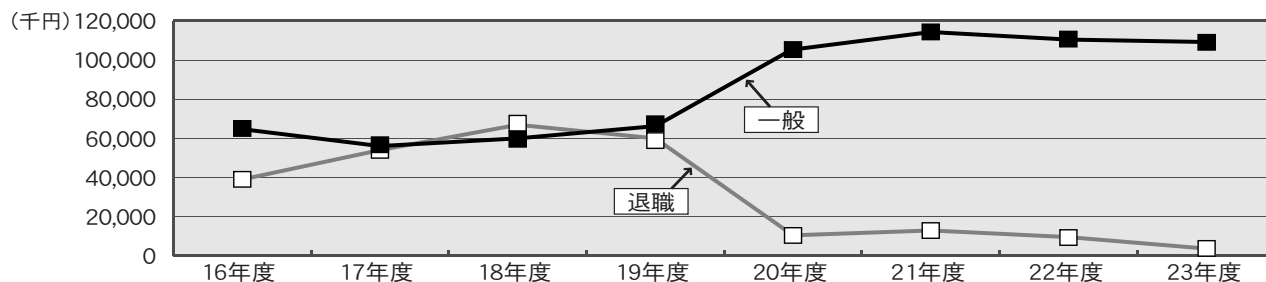


担当：仲田裕樹

1 医療費の推移

国民健康保険加入者数は年々減ってきていますが（20年度末被保険者数522人→23年度末被保険者数449人）、医療費は横ばい傾向です。これは、一人当たりの医療費が増えていることが挙げられます。

年 度	保 険	国保一般被保険者（0～74歳）	国保退職被保険者（60～74歳）
		医療費（千円）	医療費（千円）
16 年 度		64,179	39,847
17 年 度		55,472	54,148
18 年 度		59,787	67,107
19 年 度		66,077	60,000
※ 20 年 度		国保一般被保険者（0～74歳）	国保退職被保険者（60～64歳）
		105,066	10,904
21 年 度		113,336	13,792
22 年 度		109,571	10,654
23 年 度		108,668	4,109

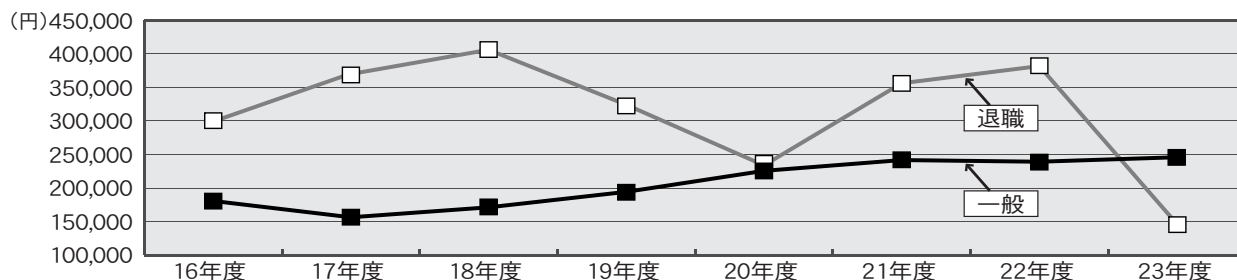


2 一人当たり医療費の推移

大鹿村の一人当たりの医療費は年々増加傾向にありますが、一般国保は県内でも低い順位になっています。また、退職国保も平成23年度の県内順位が75位と低い順位となっております。

年 度	保 険	国保一般被保険者（0～74歳）	国保退職被保険者（60～74歳）
		医療費（円／一人当） 県内順位	医療費（円／一人当） 県内順位
16 年 度		179,774 58	297,367 59
17 年 度		153,236 78	368,352 17
18 年 度		167,470 74	404,257 6
19 年 度		191,527 67	324,324 64
※ 20 年 度		国保一般被保険者（0～74歳）	国保退職被保険者（60～64歳）
		224,499 71	231,995 80
21 年 度		239,610 61	353,636 19
22 年 度		236,144 69	380,500 10
23 年 度		247,359 67	141,798 75

- ・県内順位は一人当たりの医療費の高い市町村順位です。従って順位の数字が大きいほど医療費は安く、良い結果となります。
- ・市町村合併により市町村数は平成16年度まで117ですが、平成23年度末現在77市町村です。



大鹿村国民健康保険からのお知らせ

3月～4月にかけて就職・退職・転勤・入学など異動の多い時期です。家族の中で国民健康保険（以下、国保）の資格に変更はありませんか。下表のような加入や脱退、または世帯員の異動がある場合は、事実が発生してから**14日以内**に、届出てください。それ以外で不明な点は保健福祉課保健医療係へお問い合わせください。

**届出忘れは
ありませんか!?**



	このようなとき	届出に必要なもの
国保に 加入するとき	ほかの健康保険を離脱し国保に加入するとき	印鑑、離職証明書または健康保険の離脱証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑
	転入したとき	印鑑
国保を やめるとき	ほかの健康保険に加入したとき	印鑑、国保の保険証、職場の保険証
	死亡したとき	印鑑、国保の保険証
	転出するとき ※ただし、就学または施設入所のため住民異動する場合は、在学・入所を証明する書類を添えて届け出てください	印鑑、国保の保険証 ※生徒手帳の写しまたは在学証明書、入所証明書
その他	村内転居、氏名または世帯主が変わったとき	印鑑、国保の保険証
	国保の保険証を紛失したり、汚れて使えなくなったとき	印鑑、本人を証明するもの（運転免許証等）使えなくなった国保の保険証

歯科健診を始めます

平成25年4月から歯科健診を実施します。

大人になると、「歯」の健康には関心が薄れてきます。虫歯等で「歯」が痛くなってようやく歯医者さんへ行くという方がほとんどです。

今は虫歯だけでなく、「歯周病」にも対処が必要です。歯周病の方は、「糖尿病」や「高血圧症」等の生活習慣病になりやすく、また生活習慣病の方は、重篤な症状になりやすいとされています。

お口が健康だと認知症予防など介護予防にもつながります。身体の健康診断と一緒に口のお健診も受けましょう。

対象者	20歳以上の住民
実施場所	大鹿村立診療所 歯科
実施日	歯科診療日（水曜日・金曜日） 午前8時15分～午前11時
費用	1,000円 （平成25年度に40. 45. 50. 55. 60. 65. 70歳になる方は無料で健診が受けられます。）

健診の方法



- ① 保健福祉課
(☎39-2001)へ申込む
希望日等を伝えてください。
- ② 後日 検診日時をご連絡します。
- ③ 健診日 健診料を持参の上、診療所で受付。
受診 先生から結果をお聞きください。

みんなは保健師です



担当：小村信濃

予防接種を受けましょう

今回は、予防接種(ワクチンで病気を防ぐこと)の大切さについて知っていただくためのお話です。

法律に基づく定期接種(定期の予防接種)

一類疾病	4種混合(ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポリオ)、破傷風)、MR(麻しん・風しん)、日本脳炎、BCG(結核)
二類疾病	インフルエンザ

これらの予防接種は、大鹿村立診療所や各医療機関で受けることができます。

赤ちゃんの抵抗力(免疫(めんえき))は、百日せきや水痘(みずぼうそう)では生後3カ月までに、麻しん(はしか)やおたふくかぜでは生後12カ月にはほとんどが自然に失われていきます。この時期を過ぎると、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。自分のためだけでなく、他人に病気をうつさないためにも予防接種は重要です。

現実に日本でも毎年多くの方が予防できるはずの病気に感染して苦しんだり、後遺症を持ったり、死亡したりしています。

現在日本で使用されているワクチンは、副反応の頻度も少ないものです。しかし、人間の体の性質は一人一人違いますから、副反応が出る人もいます。副反応が心配な方は、お子さんのことをよくわかっているかかりつけの医師などに相談してください。



一類疾病の予防接種の対象者は、予防接種を受けるように努めなければならないこととされています。お子さんの予防接種は親の責任です。親が感染症や予防接種について、正しく理解することが重要です。

*予防接種の申し込みや不明な点があれば、保健福祉課までご連絡ください。

風しんが流行しています

全国で風しんが流行しています。

今年の風しんの患者数は、すでに累計24人を超えています。長野県内でも5人の風しん患者の届出がありました。

昨年の報告によると、患者の7割以上は男性で、うち20代～40代が8割を占めました。平成23年度の国の調査では、20～40代の男性の15%(20代8%、30代19%、40代17%)が、20～40代の女性でも4%が風しんへの抗体を持っていませんでした。

抗体を持たない又は低い抗体価の妊娠中の女性が風しんにかかると、赤ちゃんに難聴や心疾患、白内障や緑内障などの障害(先天性風しん症候群)が起こる可能性があります。妊娠中の女性は予防接種が受けられないため、特に流行地域においては、抗体を持たない又は低い抗体価の妊婦の方は、可能な限り人混みを避け、不要不急の外出を控えるようにしてください。また、妊婦の周りにいる方(妊婦の夫、子ども、その他の同居家族等)は、風しんを発症しないように予防に努めましょう。

病気の怖さと予防接種の副反応を比較してみました

●麻しん(はしか)

ウイルスの空気感染によって起こる病気です。発熱、せき、鼻汁、めやに、発疹を主症状とします。最初3～4日間は38℃前後の熱で、おさまりかけたとするとまた39～40℃の高熱と発疹が出てきます。高熱は3～4日で解熱し、次第に発疹も消失します。しばらく色素沈着が残ります。

麻しんにかかると、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎なども一緒にかかることがあります。また、回復後もウイルスが脳内に潜伏し、数年あるいは10年以上経過後に発症する脳炎が発生することがあります。予防接種を受けずに麻しんにかかった人は、数千人に1人の割合で死亡しています。

一方、予防接種でよく見られる副反応は発熱(約20%)と発疹(約10～20%)で、発熱によるけいれんが起こることもあります。脳炎・脳症の発症率は100～150万人に1人以下です。

●日本脳炎

日本脳炎は、蚊(主にコガタアカイエカ)が媒介するウイルスによって起こる感染症です。ヒトが日本脳炎ウイルスに感染しても大多数は無症状です。しかし、感染者100～1,000人に1人が脳炎を発症し、脳炎の致死率は15%程度と言われています。また、脳炎を発症すると神経学的後遺症を残すケースが約50%に達します。

わが国の患者発生は、ワクチンの開発や生活環境の変化等で近年少なくなっており、1992年以降は毎年10人以下となっています。予防接種の副反応は発熱、発疹、局所の腫れや痛みが約1%に見られる程度です。

風しんの定期接種対象者は 予防接種を受けましょう

風しんの定期予防接種対象者

1歳児、小学校入学前1年間の幼児



また、妊婦を守る観点から、特に、

- (1) 妊婦の夫、子ども及びその他の同居家族
- (2) 10代後半から40代の女性(特に、妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い方)
- (3) 産褥早期の女性

のうち、抗体価が十分であると確認できた方以外の方は任意での予防接種を受けることをご検討ください。

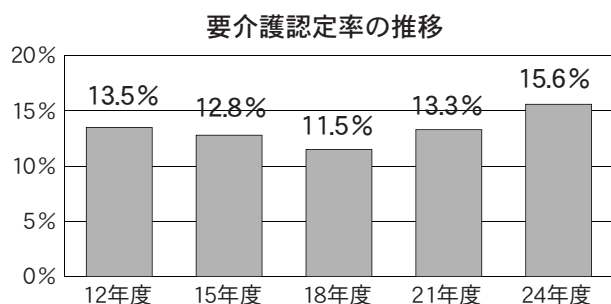
地域包括支援センター便り



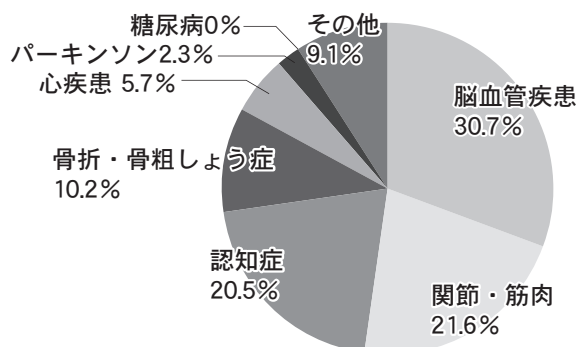
担当：田中雅子

大鹿村の要介護者の状況は？

平成12年に介護保険制度が始まり、要介護者認定率は13.5%でした。その後17～20年度は11%台でしたが、21年度より徐々に上昇し24年度は15.6%となっています。大鹿村は全国や長野県の認定率より低い状況です。



認定者の原因疾患は、「脳血管疾患」が一番多く、次いで「関節・筋肉疾患」「認知症」と続きます。脳血管疾患は、血圧の管理や脂質異常の改善等により予防可能な場合が多いです。また、脳血管疾患から認知症になる場合も多いため、脳血管疾患の予防は重要です。

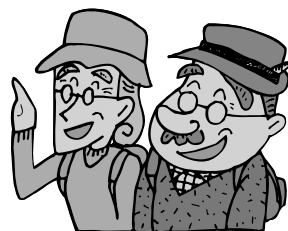


平成24年度 要介護認定者の原因疾患

日頃から、介護予防の生活をこころがけましょう！

自分らしい生活続けるために…今日からできること

- ★バランスの良い食事を心がけましょう。
- ★一年に一度は健康診断を受けて、自分の体のことを知りましょう。
- ★筋力を落とさないために、体を動かしましょう。
- ★他者との交流を持ち、メリハリのある生活を送りましょう。



福祉だより

いかまいカー利用者に補助をいたします



担当：森上安弘

大鹿村では、25年4月より交通弱者対策事業として交通手段を持たない高齢者や、障害者の方があんじゃネットの「いかまいカー」を利用した場合、負担軽減と有償運送の利用促進を図るために次により補助を行います。

<条件>

- (1) あんじゃネットの過疎地有償運送事業の利用者として登録されている方
- (2) 村内外により下記の金額を補助します。
 (村内) 1回 往復1,000円 (片道500円)
 (村外) 1回 往復3,000円 (片道1,500円)
 利用される方は上記の補助金額を差し引いた金額をお支払いください。
- (3) 村外の利用は1人月1回までとなります。

国民年金便り

平成25年
4月号

退職後の国民年金の手続について

厚生・共済年金適用事業所を退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入します。しかし、それ以外の60歳未満の人は、国民年金に加入するための手続が必要となります。また、退職した人に扶養されていた60歳未満の配偶者（夫・妻）についても、同様に国民年金の手続が必要となりますのでご注意ください。

この手続を怠ると、年金額が減る場合や、年金そのものが受け取れなくなる場合がありますので、必要な手続を行ってください。

国民年金の第1号被保険者となる場合

60歳未満で、自営業者およびその配偶者など（厚生年金保険や共済年金に加入する人やその被扶養配偶者以外の人）となる場合には、国民年金の第1号被保険者になります。

この場合には、役場の窓口で国民年金の第1号被保険者となるための手続が必要です。この手続には、年金手帳または基礎年金番号通知書を添付して、「国民年金第1号被保険者資格取得届」を提出します。

提出期限は退職日の翌日から14日以内で、本人または世帯主が提出します。

第1号被保険者の保険料は月額15,040円（平成25年度）です。

保険料については、あらかじめ一定期間分（原則として半年または1年間）の保険料を一括して納付すると保険料が割引になる前納制度や、口座振替で納付すると保険料が割引になる制度（早割制度）があります。また、保険料の納付が困難なときは、保険料の免除制度があります。

国民年金の第3号被保険者となる場合

厚生年金保険や共済組合などに加入している被保険者（65歳以上70歳未満で老齢または退職を理由とする年金の受給権を有する人は除く）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者となります。

この場合には、配偶者の勤務している事業所で配偶者が手続きしてください。

第3号被保険者の保険料は、配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合などから拠出されますので、個別に保険料を負担する必要はありません。

国民年金の任意加入被保険者となる場合

60歳以上65歳未満で、老齢給付の受給資格期間が不足しているか、満額の老齢基礎年金が受けられない場合には、国民年金の任意加入被保険者となることができます。

また、65歳以上70歳未満で、老齢給付の受給資格期間が不足している場合にも、任意加入被保険者（特例任意加入被保険者）となることができます。

任意加入の手続は、役場の窓口で行います。年金手帳または基礎年金番号通知書を添付して、本人が手続を行います。

任意加入被保険者の保険料は、国民年金の第1号被保険者と同じですが、保険料の免除制度はありません。また、65歳以上の特例任意加入被保険者は、付加保険料の納付はできません。

なお、任意加入被保険者の場合、保険料の納付方法は原則として口座振替になります。

ふるさと大鹿応援寄付金について

平成23年度に『ふるさと大鹿応援寄付金』を募集しましたところ、村内外の皆様から27件、総額477,080円にも及ぶご寄付をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

皆様からいただいた寄付金につきましては、平成24年度で実施したそれぞれの事業へ使わせていただきましたのでお知らせします。

取組み内容	寄付金額(円)	使 途	事業費(円)
①「日本で最も美しい村」づくり（景観・環境）に関する事業	50,000	美しい村づくり景観整備等活動補助金（苗、肥料代）	698,880
②森林整備、水源かん養に関する事業	65,000	村有林整備事業（獣害防除13ha）	5,670,000
③教育の推進及び文化の保全に関する事業	95,000	歌舞伎用鬘（7台）	800,000
④福祉に関する事業	170,000	生活支援事業補助金	273,800
⑤その他の目的のために村長が認めた事業	97,080	歌舞伎用鬘	(800,000)



獣害防除



鬘

大鹿村赤十字奉仕団

福祉施設にタオルなどを届けました

大鹿村赤十字奉仕団では、多くの皆様方にご提供いただきましたタオル等を『大鹿村デイサービスセンター』と『まめ大福』にそれぞれ寄贈しました。ご協力ありがとうございました。

品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量
フェイスタオル 古	1,080枚	毛布	2枚	入浴剤	4箱
フェイスタオル 新	70枚	布切れ	2箱	ティッシュペーパー	2箱
バスタオル	50枚	固形せっけん	262個	ポケットティッシュ	12個
ハンドタオル	46枚	粉 洗剤	41個	洗顔ミルク	1個
タオル類	13枚	台所用洗剤	4個	クッキングシート	1個
手ぬぐい 等	16枚	液体洗剤	9個	紙おむつ M（20個入）	4個
タオルケット	2枚	ハンドソープ	8個	紙おむつ L（18個入）	1個
シーツ	10枚	おふろセット（石けん等）	1個		

赤十字活動へのご協力をお願いします

日本赤十字社では、災害救護活動をはじめ、奉仕団活動の積極的な展開、救急法、家庭介護法などの普及、医療事業、血液事業の推進など地域に根ざした活動を行なっております。

今年も、日本赤十字社の活動や事業を進めるための財源となる社資につきまして、大鹿村赤十字奉仕団員がお願いに伺いますので、ご理解ご協力をお願いします。



鳥獣被害防止施設設置補助金について

村では有害鳥獣による農業被害防止のため、電気牧柵等被害防止施設の設置に対し補助金を交付しています。詳細は下記のとおりです。

補助対象経費▶被害防止施設の資材費又は工事請負費です。

※設置される場合の手間代は補助対象外となります。

補助対象地▶農作物の耕作地であれば補助対象となります。ただし、過去5年間に助成を受けた施設の修繕は補助対象外となります。

補助率▶総事業費の8/10以内となりますが、爆音機等の威嚇機は上限を2万円とします。

提出書類▶補助金交付申請書（申請位置図添付）、実績報告書（領収書、位置図、設置写真添付）、補助金請求書
※書類は役場でお渡しします。

被害防止施設の設置をお考えの方は、上記補助制度をご活用下さい。

また、補助金を活用される場合は事前に役場産業建設課農林振興係までご相談下さい。

平成25年

人事異動

大鹿小学校

転出

○横山 卓郎
生坂村立生坂小学校へ

○松下 照子
退職（定年退職）

○後藤喜美恵
阿南町立富草小学校へ

○田代 佑夏
松本市立岡田小学校へ

○久保田真奈美
箕輪町立箕輪南小学校へ

転入

○月岡 英明
須坂市立相森中学校から

○友野 淳司
喬木村立喬木第二小学校から

○中村 直樹
松本市立源池小学校から

音楽専科
○吉澤 美香
新任（村費職員）

特別支援員
○松下 真弓
新規採用（村費臨時職員）

大鹿中学校

転出

○田中 良
飯田市立竜峽中学校へ

○福与 泰安
飯田市立旭ヶ丘中学校へ

○大澤 友香
飯田市立山本小学校へ

給食調理員

○遠野ミドリ
退職（臨時職員）

転入

○酒井 勇
阿南町立阿南第二中学校から

○松澤 訓子
塩尻市立塩尻西部中学校から

○米山 保
再任用

給食調理員
○黒川 節子
新規採用（臨時職員）

役場関係

平成25年3月31日付 退職

清貞 和紀
（医師）

北澤 健
（臨時職員・大鹿村授産所指導員）

高畑 真二
（臨時職員・産業建設課勤務）

神崎あさ子
在宅介護支援センター管理者の任を解く

平成25年4月1日付 人事異動

○大鹿村立診療所長（医師）
寺島 英一

○在宅介護支援センター管理者
田中 雅子

○産業建設課建設水道係建設担当
菅沼 孝哲
（住民税務課管理係）

○教育委員会出向
池田 光一
（産業建設課建設水道係水道担当）

○教育委員会出向
本田 章吾
（住民税務課住民係）

○住民税務課管理係
後藤 慎治
（住民税務課税務係）

○産業建設課農林振興係
丸山 翔
（産業建設課建設水道係）

○産業建設課建設水道係水道担当
佐藤 拓也
（産業建設課農林振興係）

○住民税務課住民係
小塩 明美
（臨時職員・教育委員会出向）

○住民税務課勤務
森 ひかり
（臨時職員）

○大鹿村授産所指導員
伊波ゆかり
（臨時職員）

平成25年4月1日付 新規採用

消防団関係

団 長 森下 敏彦

副団 長 下沢 一彦

本 部 長 磯部 孝行

消防主 任 中村 勝利

分 団 長 宮坂 浩二

副分団 長 本田 章吾

機 関 長 後藤 慎治

救 護 長 塩沢 英明

第一班 長 相澤 正昇

第二班 長 永田幸太郎

竹岡 栄作

行政相談委員に 間瀬公夫さん再任

行政相談委員として活躍されている間瀬公夫さんが、引き続き総務大臣から委嘱を受けました。

「行政相談」とは、皆さんから、国の役所や独立行政法人及び特殊法人が行っている仕事に関する、苦情や意見・要望をお聞きしてその解決や実現を図るものです。この身近な窓口が行政相談委員です。

◎相談日

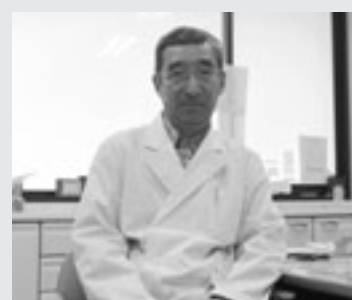
隔月で実施します。同報無線にてお知らせします。

◎開催場所 大鹿村役場

新しく大鹿診療所に

寺島英一 医師

が着任されました



ごあいさつ

団魂の世代（昭和二十二年）の生まれです。妻と子供三人、孫三人います。妻は「亭主は元気で留守がいい」主義にて、単身赴任を喜んでいるようです。往診が好きな医者ですので、高齢者が、自宅であるべく長く生活できるように、介護の人々と協力して、村の医療福祉に貢献したく思っています。



南信州の桜の名所 大鹿村

大鹿さくらまつり

三千本の桜と南アルプス赤石岳の眺望

平成25年4月20日(土)

会場：大西公園

雨天：21日(日)一部イベントの変更もあります

お祭りの日程

- ★10時00分 — 祭りの開会宣言オープニング太鼓演奏(大鹿太鼓愛好会)
- ★10時15分 — 日本さくらの女王・第9代大鹿さくらの女王の紹介
- ★10時40分 — 鹿塩の獅子舞(鹿塩地区郷土芸能保存会)
- ★11時10分 — よさこいソーラン(美翔蓮)
- ★11時35分 — 相沢めぐみ歌謡ショー
- ★12時45分 — フラメンコ(カスターニャ)・アフリカダンス(じんべい連)
- ★13時20分 — カラオケ(公民館)皆さんの自慢ののどを是非桜の下で聞かせて下さい。
- ★14時20分 — さくらの女王記念植樹
- ★14時45分 — 祭り終了太鼓(大鹿太鼓愛好会)
- ★15時05分 — さくら饅頭配布

さくらの花の期間の売店

ビール・お酒・ジュース・おでん・うどん・五平餅・ラーメンetc
皆さん是非ご利用下さい



昨年のさくら祭りの様子

ライトアップ情報

4月上旬～開花、散り時期にあわせ夜9時まで

◆主催：大鹿さくら祭り実行委員会◆

大鹿歌舞伎春の定期公演について

平成25年5月3日(金) 開演：正午～(終了予定4時頃) 入場：無料

開 場 午前8時より

(この際、先着順に整理券をお渡しします。座布団を必ずご持参いただき、席を確保してください。なお、席取りは1人10人分までとさせていただきます。)

場 所 長野県下伊那郡大鹿村大字大河原大磧神社舞台

(雨天：大鹿小学校体育館)

上演演目 「奥州安達原 宗任物語の段」

(おうしゅうあだちがはら むねとうものがたりのだん)

「神霊矢口渡 八郎物語の段」

(しんれいやくぐちのわたし はちろうものがたりのだん)



※駐車場は大鹿小学校周辺に臨時の駐車場を設け係がご案内しますのでご利用ください。当日お客様多数にて混雑が予想されますのでお早めにおいで下さい。

※臨時バスが伊那大島駅を午前9時15分に出発します。帰りは終了しだい乗車場所(小洪橋バス停)から出ます。(料金片道1,000円)帰りは終了次第、伊那大島駅までバスが出ます。

※取材申請：各メディアの取材については事前に必ず事務局までお申込ください。

尚、状況によっては取材の制限をさせていただきますのでご承知ください。

※お弁当：お弁当を注文される方は、下記へお申し込みください。

●大鹿村観光協会(ろくべん 2,500円 50食限定)

☎0265-39-2929

●塩の里食事処(1,200円)

☎0265-39-2338

●赤石荘(1,200円 100食)

☎0265-39-2528

●歌舞伎弁当(ミドリ会)(1,300円 300食)

大鹿村役場産業建設課 ☎0265-39-2001

※ゴミは必ずお持ち帰りください。

主 催 大鹿村・大鹿歌舞伎保存会 ☎0265-39-2100
URL <http://www.vill.ooshika.nagano.jp>

お問合せ 大鹿村教育委員会[大鹿歌舞伎保存会]
☎0265-39-2100(直通) FAX0265-39-1023
E-mail kyoiku@vill.ooshika.lg.jp

あんなこと こんなこと カメラリポート

「故郷を忘れないように・・・」 卒業記念植樹

3月、卒業式を目前に小学校6年生が大西グランド前の道路脇に、卒業記念の桜の木を植樹しました。この植樹は、大鹿さくらの会の皆さんの後援により5年前から続けられており、「将来、大鹿村を離れることになっても、故郷を忘れないように」と、それぞれに子供たちが植えた桜の木に、自分の名札をつけ成長を見とどけています。



赤石岳と小渋の流れを見渡せる場所に植えた桜の前で、子供たちは「毎年、桜を見に来たい!」と笑顔を見せてくれました。

日韓若手音楽家交流コンサート

3月26日、大鹿村交流センターを会場に「日韓若手音楽家交流コンサート」が行われました。日韓若手音楽家交流委員会が主催するこのコンサートは、スイスで学ぶ日本



と韓国の才能あふれる若いミュージシャンたちの交流を紹介すべく、今年で6回目を数えるそうです。全国8か所で開催されたこのコンサートは、大鹿村以外、東京都や神戸市、広島市などの大きなコンサートホールで、チケット有料で開催されています。そんな中で大鹿村を会場に選び無料でコンサートを開催して下さった理由は、かつてこの村で野外コンサートをされた世界的指揮者 小澤

征爾さんの薦めによるものだそうです。

会場を訪れた村民の皆さんは、こんな素敵な縁に感謝しながら素敵な音楽に触れることができました。



村の行事予定

4月

- 16日 ダンボールと牛乳パックの収集日
- 20日 大鹿さくら祭り
- 20日 くみ取り
- 25日 廃プラスチックの収集日
- 29日 李花の祭り

5月

- 3日 大鹿歌舞伎春の定期公演
- 9日 廃プラスチックの収集日
- 9日 くみ取り
- 9日 狂犬病予防注射
- 14日 ビン類・ペットボトルの収集日
- 18日 くみ取り
- 23日 廃プラスチックの収集日
- 28日 チラシ・雑誌の収集日
- 下旬 埋立ゴミの収集日

6月

- 1日 くみ取り
- 4日 その他紙の収集日
- 5日 南アルプス大鹿登山口開山式
- 6日 その他プラスチックの収集日
- 11日 空き缶・鉄類の収集日
- 13日 廃プラスチックの収集日
- 15日 くみ取り
- 18日 新聞紙の収集日
- 27日 廃プラスチックの収集日
- 29日 くみ取り

7月

- 1日 くみ取り
- 11日 廃プラスチックの収集日
- 16日 ビン類・ペットボトルの収集日
- 20日 くみ取り
- 25日 廃プラスチックの収集日
- 30日 ダンボールと牛乳パックの収集日
- 下旬 埋立ゴミの収集日